第1963号

闘魂

'15
6・04

静岡金属一般労働組合
村上開明堂支部
〒
054-635-5259
kaimeido-sibu@ny.tokai.or.jp

6月3日夏季一時金要求を提出！
過去最高の経常利益に見合う夏季一時金獲得を目指そう！

お早ようございます。
支部は、6月3日（水）に夏季一時金の要求を左記の内容で提出します。
皆さんご承知の通り、72期の村上開明堂の決算は春闘時に予想の60億円を10%以上上回る67億円となりました。
そしてこの好決算に基づき、株主への配当も過年で22円とここ数年にない高水準で反映されています。
ところが、春闘時に連絡としてうけた夏季一時金は70万8千700円で月数にすると4・8ヵ月と決算内容からは予想出来ない低額となっています。
労働組合的には、「一時金は賃金の後払い」と位置付けています。とするならばこの「4・8ヵ月の連絡」は到底受け入れることの出来ない内容です。
春闘の時期から会社は「日本国内での収益低下」を言ってきていますが、グローバルに展開している状況で、国内で働く人たちが「設計」「金型製作」「組み立てラインの構築」「品質面でのサポート」をしている事が、海外での収益を支えていると言っても過言ではありません。
春闘時に予想されていた業績内容に対し、10%以上も上回ったのですから夏季一時金についても見直されていいはずです。
また、春闘でのベースアップ分の配分ですが、下記に示す内容が会社から提示されました。またベースアップ配分が決まった事をうけて非正規社員（契約社員・雇用継続社員）の賃金改訂を検討中である事が明らかになりました。

※ ※ ※ ※ ※

【2015春闘ベースアップ配分について】

春闘のベースアップ分の配分が会社からしめされました。
- 基本給への組み入れは、全額本給分（年齢給）とする。
- ベースアップ額は、最低の人でも700円をあてがう事とする。
- 昨年の配分同様の若年層（30代）に厚く配分する。
- 正社員に続き、「契約社員」「雇用継続社員」の賃金改訂を」検討する。

2015夏季一時金要求　2015年6月3日要求提出

①　２０１４年年末一時金について、一人平均８１０，０００円
（基本給比３．００カ月）を支給されたい。
- 基本給比例分：２．００カ月
- 一律分：平均基本給１カ月分（２７４，９９８円）
- 格差是正分：６～１４号
- 一時金の最低保障を半額とされたい（全休しても半額を支給）

②契約社員と継続雇用社員の夏季一時金について　基本給×３．００カ月
③契約社員と継続雇用社員を「正社員と同等待遇」にされたい
④契約社員の希望者について正社員化されたい
⑤契約社員も含め、希望者について定年を６５才とされたい
⑥各職場に対し、適正人員を正社員で確保されたい
⑦一時金の支給対象期間を満了した者で、支給日に会社都合により在籍できない者については、支給対象期間の算定基礎額にて一時金を支給されたい
⑧一時金の支給対象期間を５７才未満で満了した者で、支給日に５７才に達していても、支給対象期間の算定基礎額にて一時金を支給されたい
⑨ＭＢＳ継続雇用社員の労働条件向上について
- 雇用契約期間の延長　６カ月　→　１２カ月
- 有給休暇の増加をされたい（6ヵ月後　１０日　→　１２日）
- 継続雇用の場合、原則現職・日勤勤務とされたい
- 雇用継続の場合職務内容は、本人の意思を最大限尊重されたい
- MBS雇用継続社員を二交替勤務から外されたい

⑩派遣社員の正社員化を積極的に進められたい
⑪各職場におけるメンタルヘルスを継続的、尚かつ強力に推進されたい

回答指定日２０１５年　６月１０日（水）

団体交渉開催の上、文書をもって回答されたい